

みどり国民年金基金

A型

応援します!!
老後の備え

農業に従事する

皆さんのためにつくられた、

国民年金にプラスする公的な年金です。

より豊かな老後に備える資金づくりをお手伝いします。



さらにすすむ高齢化社会。豊か

Q1

65歳からのご夫婦の平均余命は？



夫 平均 **18.89年**

妻 平均 **23.82年**

厚生労働省「簡易生命表」(平成24年)

食費だけでもこんなにかかります

■65歳からの食事の回数

(18.89年+23.82年)×365日×3回

→約**46,767回**×約**327円**

(一回1人あたりの食費)※

=約**1,529万円**

※高齢夫婦無職世帯の1食あたり平均食費



総務省「家計調査年報」(平成24年)

Q2

ゆとりある老後のために必要な生活費は？

国民年金

+

みどり国民年金基金

=

ゆとりの老後

高齢夫婦無職の
世帯が実際に必要とする
生活費(月額)

約 **27.0万円**

× **12か月**

65歳男性の
平均余命

× **18.8年間**

= 約 **6,091万円**

総務省「家計調査年報」
(平成24年)

厚生労働省「簡易生命表」
(平成24年)

65歳から18.8年間に
必要な生活費

約 **6,091万円**

上乗せとして必要な
老後資金

約 **3,181万円**

国民年金(基礎年金)の
18.8年間分の支給額

約 **2,910万円**

※約12.9万円×12か月×18.8年間

この部分を
自助努力で備える
必要があります。

※夫婦で国民年金
に20歳から60
歳まで40年間保
険料を納付した
ときの平成25年
10月時点の満額
(月額)。

耳より情報

みどり国民年金基金は税制面でこんなに有利!

- 1年間に支払われた掛金全額が、社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。したがって、月額68,000円(上限額)を1年間お支払いされた場合は、合計816,000円の全額が控除の対象となります。
- 受け取る年金にも、公的年金等控除があり大変有利な取扱いとなっています。
- 遺族が受け取る遺族一時金は、全額非課税扱いとなります。

例：掛金が年額305,040円の方で課税所得が500万円の35歳0月の男性の場合

1口目A型(月額12,710円)、2口目以降A型に2口(月額6,355円×2口)加入した場合

掛金の軽減
(年間)

305,040円×(所得税率20%+住民税率10%)
= **91,512円 軽減**

実質の負担
(年間)

213,528円になります。

※平成25年からの復興特別所得税は考慮しておりません。



な老後のために今からご準備を!

みどり国民年金基金の4つのメリット

メリット
1

掛金は全額所得控除で税金が有利!!

掛金は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。さらに、受け取る年金は、公的年金等控除の適用となります。遺族一時金は、全額非課税です。

メリット
2

年金額が確定しているので安心!!

加入したときに将来受け取れる年金額が確定します。

※掛金の未納期間があったり、資格喪失(中途脱退)した場合は、年金額が変わります。(メリット4参照)

メリット
3

自由なプラン設定が可能です!!

その時々々のライフプランに合わせて、自由に掛金の増口・減口ができ、将来の年金額を見直せます。

※月にお支払いいただく掛金には上限(68,000円)があります。

メリット
4

支払った掛金は将来確実に年金に!!

厚生年金等への加入で資格喪失(中途脱退)するようなことがあっても、払込んだ掛金に応じた年金が受け取れます。

また、保証期間中に万一死亡されても遺族の方に所定の一時金が支払われるため、掛け捨てにはなりません。



「みどり国民年金基金」に加入できるか、簡単チェック!!

農業に従事していますか?

いいえ

はい

農業者年金の被保険者ですか?

はい

いいえ

厚生年金の保険料(または共済年金の長期掛金)が給与天引きされていますか?

はい

いいえ

配偶者の健康保険の被扶養者(国民年金の第3号被保険者)になっていますか?

はい

いいえ

20歳未満、または60歳以上ですか?

はい

いいえ

「みどり国民年金基金」に加入できます!!

平成25年4月1日から60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入^{*}されている方も加入できるようになりました。

※国民年金の任意加入制度は、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合、お住まいの市区役所・町村役場に申し出ることによって60歳以降でも国民年金に加入することができる制度です。

「みどり国民年金基金」に
加入できません

農業に従事される方の将来の年金をより

ご加入例

| | | |
|-------|------------------------|------------|
| ご加入年齢 | 30歳2月 | |
| ご加入内容 | 終身年金A型(1口加入) | |
| 年金額 | (基本年金額) | 24万円 |
| | (加入月加算額) ^{※1} | 8,480円 |
| | 合計 | 24万8,480円 |
| 掛金月額 | 男性:10,610円 | 女性:12,390円 |

加入月加算額 8,480円

基本年金額 **24万円**
(年金月額 2万円)

30歳
2月

掛金払込期間

60歳

5年間据置

65歳

15年間保証

※1 加入月加算額:ご加入の月が誕生日以外の月の場合、ご加入の月に応じて支払われる加算額をいいます。(男女共通)
(注)誕生日の属する月が誕生日になります。ただし、1日生まれの方は前月が誕生日になります。

国民年金(老齢基礎年金)

※2 国民年金に20歳から60歳まで40年間保険料を納付したとき
なお、平成25年10月時点の価格です。

年金給付の型と年金額の設定は？

まずは、1口目の終身年金にご加入ください。

1口目

- 受け取る年金額は、加入時の年齢によって異なります。
- 1口目については、加入以後の変更はできません。
- 1口目だけの加入もできます。

終身年金 A型

- 65歳支給開始
- 15年間保証期間付
- 加入月加算額[※]が支給されます



年金額

| 加入時の年齢 | 1口目の年金月額 | |
|----------------|--------------|-----------------------|
| 35歳0月まで | 2万円 | + 加入月加算額 [※] |
| 35歳1月から45歳0月まで | 1万5千円 | |
| 45歳1月から50歳0月まで | 1万円 | |
| 50歳1月以上 | 加入月数により異なります | |



まずは1口目から
始めましょう!

2口目以

1口目

国民年金
(老齢基礎年金)

死亡時に支給される 遺族一時金

- 年金受給開始前に亡くなられた場合は、所定の遺族一時金をお受け取りになれます。
- 年金受給開始後保証期間中に亡くなられた場合は、残りの保証期間に応じた一時金を遺族の方がお受け取りになれます。

※加入月加算額:ご加入の月が誕生日以外の月の場合、ご加入の月に応じて支払われる加算額をいいます。(男女共通)
(注)誕生日の属する月が誕生日になります。ただし、1日生まれの方は前月が誕生日になります。

大きく、国民年金 + みどり国民年金基金

みどり国民年金基金からの年金給付額
24万8,480円

80歳 終身

年額77万8,500円 ※2

※2 平成25年度の満額。

あなたの老後の生活を保障する年金額 (ご加入例)

国民年金 77万8,500円 + みどり国民年金基金 24万8,480円

の受け取り額

||

102万6,980円

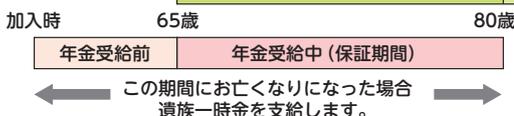
2口目以降

さらに年金額を増やしたい方は、2口目以降も選べます。

- 終身年金A型と確定年金I・II・III・IV・V型の6種類のなかから選び、組み合わせることができます。
※50歳1月以上の方は、IV型・V型への加入はできません。
- 確定年金(I・II・III・IV・V型)の年金額が、終身年金(A型)の年金額(1口目を含めた額)を超えないようにしてください。
- 受け取る1口当たりの年金額は、加入時の年齢によって異なります。
※1口目を加入した上で2口目以降が加入できます。(2口目以降のみの加入はできません。)

終身年金 A型

- 65歳支給開始 ■終身年金
- 15年間保証期間付
- 加入月加算額※が支給されます



この期間にお亡くなりになった場合 遺族一時金を支給します。



確定年金

- I型** ■65歳支給開始 ■15年確定年金
■加入月加算額※が支給されます



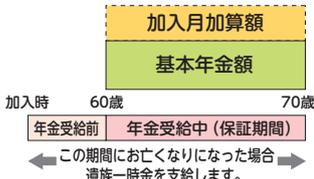
- II型** ■65歳支給開始 ■10年確定年金
■加入月加算額※が支給されます



- III型** ■60歳支給開始 ■15年確定年金
■加入月加算額※が支給されます



- IV型** ■60歳支給開始 ■10年確定年金
■加入月加算額※が支給されます



- V型** ■60歳支給開始 ■5年確定年金
■加入月加算額※が支給されます



年金額

| 加入時または増口時の年齢 | 2口目以降の1口当たりの年金額 | |
|----------------|-----------------|-----------|
| 35歳0月まで | 1万円 | + 加入月加算額※ |
| 35歳1月から50歳0月まで | 5千円 | |
| 50歳1月以上 | 加入月数により異なります | |

(注) 50歳1月以上の方は、IV型・V型への加入はできません。

10目 A型加入

の掛金月額と年金額

| 加入時年齢 | 掛金月額 | | 年金額 | |
|-------------|---------|---------|-------------|-------------|
| | 男性 | 女性 | 基本額 | 加入月加算額 |
| 20歳0月 | 7,020円 | 8,210円 | 年金額 24万円 | — |
| 20歳1月～21歳0月 | 7,260円 | 8,490円 | | 676円×加算月数 |
| 21歳1月～22歳0月 | 7,520円 | 8,790円 | | 688円×加算月数 |
| 22歳1月～23歳0月 | 7,780円 | 9,100円 | | 704円×加算月数 |
| 23歳1月～24歳0月 | 8,070円 | 9,430円 | | 720円×加算月数 |
| 24歳1月～25歳0月 | 8,370円 | 9,780円 | | 736円×加算月数 |
| 25歳1月～26歳0月 | 8,680円 | 10,150円 | | 752円×加算月数 |
| 26歳1月～27歳0月 | 9,020円 | 10,540円 | | 768円×加算月数 |
| 27歳1月～28歳0月 | 9,380円 | 10,960円 | | 788円×加算月数 |
| 28歳1月～29歳0月 | 9,760円 | 11,410円 | | 808円×加算月数 |
| 29歳1月～30歳0月 | 10,170円 | 11,880円 | 828円×加算月数 | |
| 30歳1月～31歳0月 | 10,610円 | 12,390円 | 848円×加算月数 | |
| 31歳1月～32歳0月 | 11,080円 | 12,940円 | 872円×加算月数 | |
| 32歳1月～33歳0月 | 11,580円 | 13,530円 | 900円×加算月数 | |
| 33歳1月～34歳0月 | 12,120円 | 14,160円 | 928円×加算月数 | |
| 34歳1月～35歳0月 | 12,710円 | 14,850円 | 960円×加算月数 | |
| 35歳1月～36歳0月 | 10,005円 | 11,700円 | 年金額 18万円 | 744円×加算月数 |
| 36歳1月～37歳0月 | 10,530円 | 12,300円 | | 771円×加算月数 |
| 37歳1月～38歳0月 | 11,100円 | 12,960円 | | 801円×加算月数 |
| 38歳1月～39歳0月 | 11,730円 | 13,695円 | | 834円×加算月数 |
| 39歳1月～40歳0月 | 12,405円 | 14,490円 | | 867円×加算月数 |
| 40歳1月～41歳0月 | 13,170円 | 15,375円 | | 906円×加算月数 |
| 41歳1月～42歳0月 | 14,010円 | 16,365円 | | 951円×加算月数 |
| 42歳1月～43歳0月 | 14,955円 | 17,460円 | | 999円×加算月数 |
| 43歳1月～44歳0月 | 16,020円 | 18,705円 | | 1,056円×加算月数 |
| 44歳1月～45歳0月 | 17,235円 | 20,115円 | | 1,116円×加算月数 |
| 45歳1月～46歳0月 | 12,410円 | 14,480円 | 年金額 12万円 | 792円×加算月数 |
| 46歳1月～47歳0月 | 13,470円 | 15,720円 | | 848円×加算月数 |
| 47歳1月～48歳0月 | 14,710円 | 17,160円 | | 910円×加算月数 |
| 48歳1月～49歳0月 | 16,180円 | 18,870円 | | 986円×加算月数 |
| 49歳1月～50歳0月 | 17,940円 | 20,930円 | | 1,076円×加算月数 |

| 加入時年齢 | 掛金月額 | | 年金額 | 加入月数 |
|-------|---------------|---------------|----------|------|
| | 男性 | 女性 | | |
| 50歳1月 | 一律 17,940円 | 一律 20,930円 | 118,940円 | 119月 |
| 51歳0月 | | | 107,180円 | 108月 |
| 52歳0月 | | | 94,540円 | 96月 |
| 53歳0月 | | | 82,100円 | 84月 |
| 54歳0月 | | | 69,840円 | 72月 |
| 55歳0月 | | | 57,760円 | 60月 |
| 56歳0月 | | | 45,860円 | 48月 |
| 57歳0月 | | | 34,140円 | 36月 |
| 58歳0月 | | | 22,600円 | 24月 |
| 59歳0月 | | | 11,220円 | 12月 |

●加入時年齢50歳1月以上の方の年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。

〔国民年金に任意加入されている方〕

| 加入時年齢 | 掛金月額 | | 年金額 | 加入月数 |
|-------|---------|---------|---------|------|
| | 男性 | 女性 | | |
| 60歳0月 | 20,300円 | 23,570円 | 60,000円 | 60月 |
| 61歳0月 | | | 47,640円 | 48月 |
| 62歳0月 | | | 35,460円 | 36月 |
| 63歳0月 | | | 23,470円 | 24月 |
| 64歳0月 | | | 11,650円 | 12月 |

●年金額は、加入時年齢(月単位)によって異なり、国民年金に任意加入されている方の年金額は65歳まで加入した場合のものです。

加入時 年齢の 見方

- 1.表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
- 2.誕生日の属する月(誕生月)にご加入の方は、「△△歳0月」と表示しております。
- 3.誕生月の翌月にご加入の方は「△△歳1月」、誕生月の翌々月にご加入の方は「△△歳2月」、……となります。
- 4.ただし、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生月になります。(例えば、「4月1日」が誕生日の方は、「3月」が誕生月になります。)

20目以降

の掛金月額と年金額

| 加入時年齢 | 1口あたりの掛金月額 | | | | | | | 年金額 | |
|-------------|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|
| | A型 | | I型 | II型 | III型 | IV型 | V型 | 基本額 | 加入月加算額 |
| | 男性 | 女性 | 男女共通 | | | | | 年金額 12万円 | - |
| 20歳0月 | 3,510円 | 4,105円 | 2,515円 | 1,735円 | 2,705円 | 1,870円 | 970円 | | |
| 20歳1月～21歳0月 | 3,630円 | 4,245円 | 2,600円 | 1,795円 | 2,800円 | 1,935円 | 1,005円 | | |
| 21歳1月～22歳0月 | 3,760円 | 4,395円 | 2,690円 | 1,860円 | 2,900円 | 2,000円 | 1,040円 | | |
| 22歳1月～23歳0月 | 3,890円 | 4,550円 | 2,785円 | 1,925円 | 3,000円 | 2,075円 | 1,075円 | | |
| 23歳1月～24歳0月 | 4,035円 | 4,715円 | 2,885円 | 1,995円 | 3,110円 | 2,150円 | 1,115円 | | |
| 24歳1月～25歳0月 | 4,185円 | 4,890円 | 2,990円 | 2,070円 | 3,225円 | 2,225円 | 1,155円 | | |
| 25歳1月～26歳0月 | 4,340円 | 5,075円 | 3,105円 | 2,145円 | 3,345円 | 2,310円 | 1,200円 | | |
| 26歳1月～27歳0月 | 4,510円 | 5,270円 | 3,225円 | 2,230円 | 3,475円 | 2,400円 | 1,245円 | | |
| 27歳1月～28歳0月 | 4,690円 | 5,480円 | 3,350円 | 2,315円 | 3,610円 | 2,495円 | 1,295円 | | |
| 28歳1月～29歳0月 | 4,880円 | 5,705円 | 3,490円 | 2,410円 | 3,755円 | 2,595円 | 1,345円 | | |
| 29歳1月～30歳0月 | 5,085円 | 5,940円 | 3,635円 | 2,510円 | 3,915円 | 2,705円 | 1,405円 | | |
| 30歳1月～31歳0月 | 5,305円 | 6,195円 | 3,790円 | 2,620円 | 4,085円 | 2,820円 | 1,465円 | | |
| 31歳1月～32歳0月 | 5,540円 | 6,470円 | 3,955円 | 2,735円 | 4,260円 | 2,945円 | 1,525円 | | |
| 32歳1月～33歳0月 | 5,790円 | 6,765円 | 4,135円 | 2,860円 | 4,455円 | 3,080円 | 1,595円 | | |
| 33歳1月～34歳0月 | 6,060円 | 7,080円 | 4,330円 | 2,990円 | 4,660円 | 3,225円 | 1,670円 | | |
| 34歳1月～35歳0月 | 6,355円 | 7,425円 | 4,535円 | 3,135円 | 4,885円 | 3,380円 | 1,750円 | | |
| 35歳1月～36歳0月 | 3,335円 | 3,900円 | 2,380円 | 1,645円 | 2,565円 | 1,775円 | 920円 | | |
| 36歳1月～37歳0月 | 3,510円 | 4,100円 | 2,505円 | 1,730円 | 2,695円 | 1,865円 | 965円 | | |
| 37歳1月～38歳0月 | 3,700円 | 4,320円 | 2,640円 | 1,825円 | 2,845円 | 1,965円 | 1,020円 | | |
| 38歳1月～39歳0月 | 3,910円 | 4,565円 | 2,785円 | 1,925円 | 3,000円 | 2,075円 | 1,075円 | | |
| 39歳1月～40歳0月 | 4,135円 | 4,830円 | 2,950円 | 2,040円 | 3,180円 | 2,195円 | 1,140円 | | |
| 40歳1月～41歳0月 | 4,390円 | 5,125円 | 3,130円 | 2,165円 | 3,375円 | 2,330円 | 1,210円 | | |
| 41歳1月～42歳0月 | 4,670円 | 5,455円 | 3,330円 | 2,300円 | 3,585円 | 2,480円 | 1,285円 | | |
| 42歳1月～43歳0月 | 4,985円 | 5,820円 | 3,550円 | 2,455円 | 3,825円 | 2,645円 | 1,370円 | | |
| 43歳1月～44歳0月 | 5,340円 | 6,235円 | 3,805円 | 2,630円 | 4,100円 | 2,830円 | 1,470円 | | |
| 44歳1月～45歳0月 | 5,745円 | 6,705円 | 4,090円 | 2,825円 | 4,405円 | 3,045円 | 1,580円 | | |
| 45歳1月～46歳0月 | 6,205円 | 7,240円 | 4,415円 | 3,050円 | 4,755円 | 3,285円 | 1,705円 | | |
| 46歳1月～47歳0月 | 6,735円 | 7,860円 | 4,790円 | 3,310円 | 5,160円 | 3,565円 | 1,850円 | | |
| 47歳1月～48歳0月 | 7,355円 | 8,580円 | 5,230円 | 3,615円 | 5,635円 | 3,895円 | 2,020円 | | |
| 48歳1月～49歳0月 | 8,090円 | 9,435円 | 5,750円 | 3,975円 | 6,195円 | 4,280円 | 2,220円 | | |
| 49歳1月～50歳0月 | 8,970円 | 10,465円 | 6,370円 | 4,405円 | 6,865円 | 4,745円 | 2,460円 | | |
| | | | | | | | | 年金額 6万円 | 加入月数 |
| | | | | | | | | 248円×加算月数 | 119月 |
| | | | | | | | | 257円×加算月数 | 108月 |
| | | | | | | | | 267円×加算月数 | 96月 |
| | | | | | | | | 278円×加算月数 | 84月 |
| | | | | | | | | 289円×加算月数 | 72月 |
| | | | | | | | | 302円×加算月数 | 60月 |
| | | | | | | | | 317円×加算月数 | 48月 |
| | | | | | | | | 333円×加算月数 | 36月 |
| | | | | | | | | 352円×加算月数 | 24月 |
| | | | | | | | | 372円×加算月数 | 12月 |
| | | | | | | | | 396円×加算月数 | |
| | | | | | | | | 424円×加算月数 | |
| | | | | | | | | 455円×加算月数 | |
| | | | | | | | | 493円×加算月数 | |
| | | | | | | | | 538円×加算月数 | |

| 加入時年齢 | 1口あたりの掛金月額 | | | | | | | 年金額 | 加入月数 |
|-------|------------|----|------|-----|------|-----|---------|------|------|
| | A型 | | I型 | II型 | III型 | IV型 | V型 | | |
| | 男性 | 女性 | 男女共通 | | | | | | |
| 50歳1月 | | | | | | | 59,470円 | 119月 | |
| 51歳0月 | | | | | | | 53,590円 | 108月 | |
| 52歳0月 | | | | | | | 47,270円 | 96月 | |
| 53歳0月 | | | | | | | 41,050円 | 84月 | |
| 54歳0月 | | | | | | | 34,920円 | 72月 | |
| 55歳0月 | | | | | | | 28,880円 | 60月 | |
| 56歳0月 | | | | | | | 22,930円 | 48月 | |
| 57歳0月 | | | | | | | 17,070円 | 36月 | |
| 58歳0月 | | | | | | | 11,300円 | 24月 | |
| 59歳0月 | | | | | | | 5,610円 | 12月 | |

●加入時年齢50歳1月以上の方の年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。

●50歳1月以上の方は、IV型・V型への加入はできません。

| 加入時年齢 | 掛金月額 | | | | 年金額 | 加入月数 |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|------|
| | 男性 | | 女性 | | | |
| | A型 | I型 | A型 | I型 | | |
| 60歳0月 | | | | | 30,000円 | 60月 |
| 61歳0月 | | | | | 23,820円 | 48月 |
| 62歳0月 | 10,150円 | 7,130円 | 11,785円 | 7,130円 | 17,730円 | 36月 |
| 63歳0月 | | | | | 11,735円 | 24月 |
| 64歳0月 | | | | | 5,825円 | 12月 |

●60歳未満でみどり国民年金に加入中の方は、60歳になると加入資格が喪失します。

60歳以降に国民年金に任意加入される方で、みどり国民年金基金にも加入される場合は、改めてご加入手続きが必要です。

※60歳までの加入内容を継続することはできません。

加入月加算額の求め方

1. 加入の翌月から次年齢に到達するまでの月数(加算月数)を求めます。(例: 加入時年齢「30歳2月」の方は12-2=10月となります。)

2. 加入月加算額の表にもとづいて、単価に加算月数を乗じた額が加算額(年額)になります。

(例: 1口目で「30歳2月」にご加入の方の場合、加算額は848円×10月=8,480円になります。)
2口目以降で「30歳2月」にご加入の場合、加算額は424円×10月=4,240円になります。)

3. 加入時年齢が「△△歳0月」の方には、加算額はありません。

ご加入にあたって

ご加入できる方

- 農業に従事されている満20歳以上60歳未満の方(国民年金第1号被保険者)
 - 平成25年4月1日から60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方も加入できるようになりました。
- ご加入できない方
 - 農業者年金の被保険者の方
 - 国民年金保険料を免除(一部免除を含みます)されている方
 - 厚生年金・共済年金に加入されている方(第2号被保険者)
 - 厚生年金・共済年金に加入されている方の被扶養配偶者(第3号被保険者)
 - 地域型等他の国民年金基金に加入されている方

掛金のお取扱い

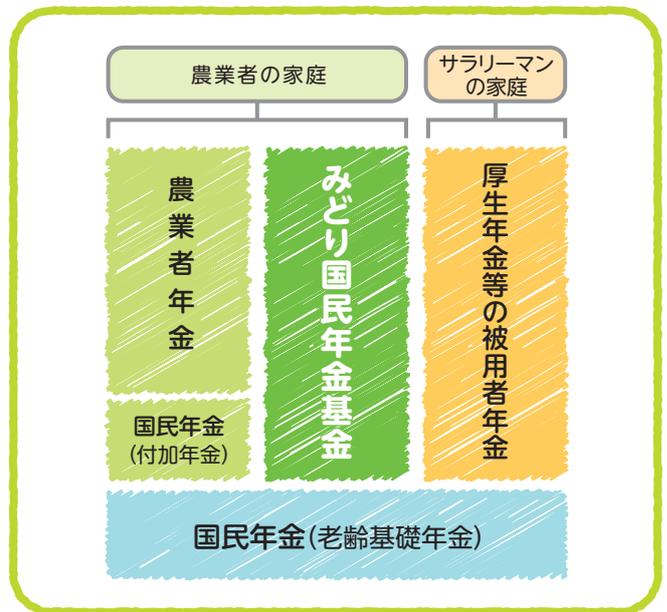
- 掛金は、納付対象月の2か月後の1日(第1営業日)にご指定の口座から自動振替されます。(例：4月分掛金=6月1日に振替えられます。)
- 掛金は月額68,000円以内で設定できます。(ただし、個人型確定拠出年金にも加入されている場合は、その掛金と合わせて68,000円が上限です。)

増口・減口のお取扱い

- 毎月、加入口数の増口・減口ができます。掛金を前納している場合は、前納した期間にかかる各月分の掛金を減口することはできません。なお、1口目は加入の基本となりますので、減口できません。

ご加入について

- 所定の加入申出書に必要事項を記入し、お手元の年金手帳「基礎年金番号」をご確認の上、お申し込みください。



必ずお読みください

- ご加入後、任意に脱退(解約)することはできません。ただし、厚生年金・共済年金等他の公的年金に加入された場合や離農等加入資格を喪失された場合は、脱退することになります。
- みどり国民年金基金を途中で脱退された場合は、一時金を受取ることはできません。将来、掛金を納めていた期間に見合った年金をお受取りになれます。
- みどり国民年金基金は老齢基礎年金に上積みする年金を支給する制度ですので、国民年金の保険料が納付されない場合、みどり国民年金基金の掛金も払込みできません。
- みどり国民年金基金は国民年金の付加年金を代行していますので、付加年金の保険料の納付は不要となります。
- 平成26年1月末現在の法令等にもとづき記載しております。
- 平成25年からの復興特別所得税は考慮しておりません。

この資料は概要を説明したものです。ご契約の際には、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」を必ずご覧ください。

JA共済と合わせたご加入でより安心に

万一の時の大型保障や入院などの医療保障が必要な場合には、みどり国民年金基金とJA共済を合わせてご利用いただくことで、より充実した保障が得られます。

一生涯にわたる
万一の保障

終身共済

先進医療もカバー
充実の医療保障

医療共済

「生きる」を応援する
がん保障

がん共済

一生涯にわたる
介護の保障

介護共済

★その他にも建物・家財・自動車の保障など、JA共済のラインナップは充実しています。

JA共済のご加入にあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

みどり国民年金基金・JA共済のお問い合わせは最寄りのJA窓口へ。

平成 年 月 日

みどり国民年金基金については、全国農業みどり国民年金基金でもご相談を承ります。フリーダイヤル **0120-218-566**
<http://www.midori-nenkin.or.jp/>